

市町村立病院の経営安定化と療養病床の維持存続を求める意見書

市町村立病院は、地域住民の生命と健康を守るため、地域の他の医療機関や行政機関と連携を図り、救急や小児、周産期などの不採算部門や予防医療活動を積極的に担いながら、住民本位の医療提供に努めている。

しかし、道内の市町村立病院は、約6割が100床以下の小規模病院であり、急激な人口減少、医師不足の深刻化、診療報酬のマイナス改定等により、非常に厳しい経営を強いられ、市町村立病院の77%が赤字である。

現在多くの市町村立病院は、経営の効率化のために病院規模の適正化、経営コストの削減、再編ネットワーク化、経営形態の見直しを検討しているが、収入の根幹である診療報酬のマイナス改定は安定経営を脅かしているばかりか、病院の存続を検討する事態にまでなっている。

また、一般会計繰出金は、地方交付税措置額の1.7倍に達し、自治体財政を圧迫する要因となっている。特に不採算部門における国の交付税措置は不十分であり、地方交付税額の繰出基準の改善が必要である。

また、2006年に「医療制度改革関連法」が成立し、介護療養病床を2012年3月末で廃止し、医療療養病床も大幅に削減することとされた。

しかし、介護療養病床の転換先として介護療養型老人保健施設が創設されたが、医師や看護師の配置が手薄くなり、現在のような医療行為を提供することが困難になり、入居者を継続入所させることができないと危惧されている。

このまま介護療養病床が廃止され、医療療養病床が削減されれば、行き場のない、いわゆる「医療難民」「介護難民」が多数出るとは明らかであり、結果として医療の地域格差を広げ、地域医療の崩壊を招くことになる。

以上のことから、地域医療は住民にとって、無くてはならない生活基盤であり、地方自治体としては、これを守り維持することが必要不可欠であるため、次のことを要望する。

記

1. 療養病床を持つ病院や不採算部門を抱える病院、小規模病院の経営を安定させるために、次期診療報酬改定では診療報酬を増額すること。
2. 公立病院や公的病院に対する地方交付税措置額の改善については、昨年12月26日に増額措置が公表されたところであるが、一層の普通交付税措置により、不採算地区病院、救急病院、小児・周産期病院の経営安定を図ること。
3. 地域の実情に合わせて医療療養病床を維持するとともに、介護療養病床の役割を再評価し、存続を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月19日

上砂川町議会議長 堀 内 哲 夫

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務・金融大臣  
厚生労働大臣